

# 草津市公報

発行日 令和2年10月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 17 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 規 則

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築課) ..... 2

### ◎ 告 示

草津市デマンド型乗合タクシー運行補助金交付要綱 (交通政策課) ..... 2

地縁による団体の告示内容の変更について (まちづくり協働課) ..... 5

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 5

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱 (税務課) ..... 5

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 6

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 6

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱 (まちづくり協働課) ..... 6

公示送達について (税務課) ..... 6

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 7

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 7

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく医療担当機関の指定について (生活支援課) ..... 7

生活保護法第54条の2第1頁の規定に基づく介護担当機関の指定について (生活支援課) ..... 7

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく介護担当機関の指定について (生活支援課) ..... 8

生活保護法第54条の2第1頁の規定に基づく居宅介護担当機関の再開の届出について (生活支援課) ..... 8

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく居宅介護担当機関の再開の届出について (生活支援課) ..... 9

生活保護法第54条の2第1頁の規定に基づく居宅介護担当機関の所在地変更の届出について (生活支援課) ..... 9

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律の規定に基づく居宅介護担当機関の所在地変更の届出について (生活支援課) ..... 10

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の廃止の届出について  
 (介護保険課) ..... 11

道路の区域決定について (土木管理課) ..... 11

道路の区域変更について (土木管理課) ..... 13

道路の供用開始について (土木管理課) ..... 13

歩行者専用道路の指定について (土木管理課) ..... 14

公示送達について（保険年金課） .....15

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） .....15

草津市ロクハ公園等指定管理者の募集について（公園緑地課） .....16

草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者の募集について（交通政策課） .....16

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者の募集について（交通政策課） .....17

農業振興地域整備計画変更縦覧について（農林水産課） .....17

# 規 則

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月3日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第70号

草津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第25条第6号中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に改める。

付 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から施行する。

（令和2年9月3日揭示済み）

# 告 示

草津市告示第266号

草津市デマンド型乗合タクシー運行補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月3日

草津市長 橋 川 渉

草津市デマンド型乗合タクシー運行補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、デマンド型乗合タクシー運行事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、デマンド型乗合タク

シー運行事業を実施する事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）で、かつ、草津駅構内営業タクシー協議会に加盟している事業者とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項について市長と協定を締結するものとする。

- (1) 運行区間
- (2) 運行期間
- (3) 運賃
- (4) 使用車両
- (5) その他市長が必要と認める事項  
（補助対象路線）

第3条 補助対象路線は、市長が認める路線とする。  
（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象経費および補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。  
（補助金の申請）

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書に添付する書類は同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請額算出書（別記様式第1号）
- (2) 運行事業見積内訳書（別記様式第2号）
- (3) 運行経費見積内訳書（別記様式第3号）
- (4) 運行経路図
- (5) 停留所間の区域キロ表
- (6) 時刻表
- (7) その他市長が必要と認める事項  
（状況報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、月毎の補助対象事業の実施状況について当該月の翌月の末日までに、草津市デマンド型乗合タクシー運行事業実施状況報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 月別収支報告書（別記様式第5号）
- (2) 運送収入日報（別記様式第6号）
- (3) 利用状況日報（別記様式第7号）

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により報告をした日以後に、当該報告に係る月分の補助金を草津市デマンド型乗合タクシー運行事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により市長に交付請求するものとする。

（交付の時期）

第8条 市長は、前条に規定する請求を受けたときは、第6条の規定により報告を受けた月分の補助対象事業について、当該請求を受けた日から30日以内に交付するものとする。

(実績報告等)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金実績額算出書（別記様式第9号）
- (2) 運行事業実績内訳書（別記様式第10号）
- (3) 運行経費実績内訳書（別記様式第11号）
- (4) 運行経路図
- (5) 停留所間の区域キロ表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る運行期間が終了した日から3月を経過する日または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までとする。

付 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
補助対象路線における運行経費と運送収入その他の収入との差額	補助対象経費のうち市長が認める額

別記  
様式第1号（第5条第1号関係）

補助金交付申請額算出書

補助対象経費の種類	交付申請額	備考
	円	
	円	
合 計	円	

備考 「交付申請額」の合計欄は、千円未満の端数を切り捨てること

様式第2号（第5条第2号関係）

運行事業実績内訳書

運行路線名	運行期間	運行経費見込額 A	運送収入見込額 B	その他の収入見込額 C	運行欠損見込額 D (A-B-C)
	月 日 ~ 月 日	円	円	円	円

様式第3号（第5条第3号関係）

運行経費実績内訳書

項目	見込額（税抜）	内容	算出方法
運行経費見込額 A			
運送収入見込額 B			
その他の収入見込額 C			
見込額 D (A-B-C)			

様式第4号（第6条関係）

草津市長 宛

申請者  
住所または所在地

氏名または団体名  
および代表者氏名

草津市グランド型乗合タクシー運行事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草津市グランド型乗合タクシー運行事業の実施状況を、下記のとおり報告します

記

1 報告期間	開始	年 月 日
	完了	年 月 日
2 報告期間の運行経費額		円
3 報告期間の運送収入額		円
4 報告期間のその他の収入額		円
5 添付書類	月別収支報告書 運送収入日報 利用状況日報	

様式第5号（第6条第1号関係）

月別収支報告書

運行経費					
	運行経費	運送収入	その他の収入	端数調整額	請求額
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					



草津市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した地縁による団体について、平成28年草津市告示第145号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和2年9月4日

草津市長 橋 川 涉

1 名称

木川町町内会

2 変更があった事項

代表者の氏名および住所

馬場 良和

草津市木川町526番地

3 変更年月日

令和2年4月1日

(令和2年9月4日掲示済み)

草津市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月7日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
山田整形外科クリニック	草津市南草津三丁目4番3-1	令和2年9月1日

(令和2年9月7日掲示済み)

草津市告示第269号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国

した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月7日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
山田整形外科クリニック	草津市南草津三丁目4番3-1	令和2年9月1日

(令和2年9月7日掲示済み)

草津市告示第270号

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税減免取扱要綱（平成12年草津市告示第163号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「所得見積書」を「収入見積書」に改める。

別記様式第7号中「所得」を「収入」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市国民健康保険税減免取扱要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年9月8日掲示済み)

草津市告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
えがお鍼灸整骨院 守山院	守山市守山一丁 目5-10-204	令和2年 8月21日

(令和2年9月8日揭示済み)

草津市告示第272号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
えがお鍼灸整骨院 守山院	守山市守山一丁 目5-10-204	令和2年 8月21日

(令和2年9月8日揭示済み)

草津市告示第273号

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年9月9日

草津市長 橋川 渉

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱（平成20年草津市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（農業集落排水処理施設を含む。以下同じ。）」を削る。

付 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

(令和2年9月9日揭示済み)

草津市告示第274号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書  
国民健康保険税当初納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年9月17日に送達があったものとみなす。

1	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
2	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
3	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
4	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
5	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
6	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
7	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
8	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
9	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日
10	草津市南草津5丁目4-14	エリー薬局南草津店	令和2年9月1日

(令和2年9月10日揭示済み)

草津市告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
いりかわ耳鼻咽喉科	草津市南草津5丁目4-14	令和2年9月1日

(令和2年9月10日揭示済み)

草津市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
エリー薬局南草津店	草津市南草津5-6-1	令和2年9月1日

(令和2年9月10日揭示済み)

草津市告示第277号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
エリー薬局南草津店	草津市南草津5-6-1	令和2年9月1日

(令和2年9月10日揭示済み)

草津市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する



機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年 9月1日

(令和2年9月14日揭示済み)

草津市告示第279号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年 9月1日

(令和2年9月14日揭示済み)

草津市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから再開の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事務所の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再開年月日
萩の里 居宅介護支援事業所	草津市野路東二丁目4番10号	社会福祉法人 よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町 891番地	居宅介護支援	令和2年 9月1日

(令和2年9月14日掲示済み)

草津市告示第281号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから再開の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事務所の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再開年月日
萩の里 居宅介護支援事業所	草津市野路東二丁目4番10号	社会福祉法人 よつば会 理事長 中森 寛	草津市南笠町 891番地	居宅介護支援	令和2年 9月1日

(令和2年9月14日掲示済み)

草津市告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから主たる事務所の所在地変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	主たる事務所の所在地		名称
		旧	新	
2570601415	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 萩の里
2570601415	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	萩の里 居宅介護支援事業所
2590600231	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	小規模多機能型居宅介護事業所 萩の里
2570600995	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	デイサービス 風和里
2570600995	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 風和里
2590600124	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム やまでら
2570600946	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム やまでら
2590600181	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム ゆすいのさと
2590600173	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 帆の里

(令和2年9月14日揭示済み)

草津市告示第283号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための

居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから主たる事務所の所在地変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

事業所番号	変更年月日	主たる事務所の所在地		名称
		旧	新	
2570601415	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 萩の里
2570601415	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	萩の里 居宅介護支援事業所
2590600231	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	小規模多機能型居宅介護事業所 萩の里
2570600995	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	デイサービス 風和里
2570600995	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 風和里
2590600124	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム やまでら
2570600946	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム やまでら
2590600181	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム ゆすいのさと
2590600173	令和2年8月1日	草津市岡本町217番地	草津市南笠町891番地	特別養護老人ホーム 帆の里

(令和2年9月14日揭示済み)

草津市告示第284号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年9月14日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
あやは訪問介護事業所草津	滋賀県草津市西洪川一丁目17番25号 綾羽企業年金基金会館内	綾羽株式会社大阪府大阪市中央区南本町3-6-14	代表取締役 河本 英典 滋賀県大津市におの浜1-1-3	生活支援型訪問サービス	令和2年9月30日	2570600193

(令和2年9月14日掲示済み)

草津市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年9月15日から令和2年9月30日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区 間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
2362 南笠野 路線	草津市南笠町字中堂774番1から 草津市野路町字柳差1286番2まで	9.0~30.2	494.0	

2363	野路南 東西線	草津市南笠町字大挾743番3から 草津市南笠町字黒土718番1まで	12.0~19.0	379.0	
8706	野路南 99号線	草津市野路町字柳差1286番5から 草津市野路町字柳差1283番3まで	7.4~12.5	71.6	
8733	南笠西 56号線	草津市野路町字柳差1259番8から 草津市野路町字柳差1258番5まで	6.0~14.0	14.3	

8734	南笠西 57号線	草津市南笠町字 大挾741番1から 草津市南笠町字 大挾742番4まで	3.0~3.0	15.0	
8735	南笠西 58号線	草津市南笠町字 中堂774番5から 草津市南笠町字 大挾743番7まで	6.0~14.1	111.2	
8736	南笠西 59号線	草津市野路町字 柳差1258番6から 草津市南笠町字 中堂748番まで	6.0~14.3	96.7	
8737	南笠西 60号線	草津市野路町字 柳差1277番1から 草津市南笠町字 中堂750番まで	6.0~14.2	108.4	
8738	南笠西 61号線	草津市南笠町字 中堂753番1から 草津市南笠町字 中堂747番まで	6.0~14.0	99.2	
8739	南笠西 62号線	草津市南笠町字 中堂757番5から 草津市野路町字 柳差1276番1まで	6.0~14.0	151.6	
8740	南笠西 63号線	草津市南笠町字 中堂757番6から 草津市南笠町字 中堂746番2まで	6.0~14.5	435.7	
8741	南笠西 64号線	草津市南笠町字 大挾734番から 草津市南笠町字 大挾735番まで	3.0~3.0	28.4	

8742	南笠西 65号線	草津市南笠町字 大挾733番4から 草津市南笠町字 大挾734番まで	3.0~3.0	28.4	
8743	南笠西 66号線	草津市野路町字 柳差1280番2から 草津市野路町字 柳差1280番2まで	3.0~3.0	14.3	
8744	南笠西 67号線	草津市南笠町字 中堂770番1から 草津市南笠町字 中堂767番4まで	6.0~14.0	110.9	
8745	南笠西 68号線	草津市南笠町字 中堂770番1から 草津市南笠町字 中堂768番4まで	6.0~14.0	220.0	
8746	南笠西 69号線	草津市南笠町字 中堂764番8から 草津市南笠町字 中堂764番8まで	3.0~3.0	19.4	
8747	南笠西 70号線	草津市南笠町字 大日654番から 草津市南笠町字 大日658番まで	9.0~23.4	162.9	
8748	南笠西 71号線	草津市南笠町字 黒土718番1から 草津市南笠町字 大日652番3まで	9.0~13.0	180.2	
8760	南笠西 83号線	草津市南笠町字 大日658番から 草津市南笠町字 笠堂1217番1まで	9.0~11.9	236.2	

(令和2年9月15日掲示済み)

草津市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年9月15日から令和2年9月30日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 8518南笠西6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南笠町字風呂海道950番4から	変更前	2.7~2.8	48.2	
草津市南笠町字風呂海道949番1まで	変更後	3.3~3.4	48.2	

(令和2年9月15日掲示済み)

草津市告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月15日から令和2年9月30日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
2362 南笠野路線	草津市南笠町字中堂774番1から 草津市野路町字榑差1286番2まで	令和2年 9月15日	

2363	野路南東西線	草津市南笠町字大挟743番3から 草津市南笠町字黒土718番1まで	令和2年 9月15日	
8518	南笠西6号線	草津市南笠町字風呂海道950番4から 草津市南笠町字風呂海道949番1まで	令和2年 9月15日	
8706	野路南99号線	草津市野路町字榑差1286番5から 草津市野路町字榑差1283番3まで	令和2年 9月15日	
8733	南笠西56号線	草津市野路町字榑差1259番8から 草津市野路町字榑差1258番5まで	令和2年 9月15日	
8734	南笠西57号線	草津市南笠町字大挟741番1から 草津市南笠町字大挟742番4まで	令和2年 9月15日	
8735	南笠西58号線	草津市南笠町字中堂774番5から 草津市南笠町字大挟743番7まで	令和2年 9月15日	
8736	南笠西59号線	草津市野路町字榑差1258番6から 草津市南笠町字中堂748番まで	令和2年 9月15日	
8737	南笠西60号線	草津市野路町字榑差1277番1から 草津市南笠町字中堂750番まで	令和2年 9月15日	
8738	南笠西61号線	草津市南笠町字中堂753番1から 草津市南笠町字中堂747番まで	令和2年 9月15日	
8739	南笠西62号線	草津市南笠町字中堂757番5から 草津市野路町字榑差1276番1まで	令和2年 9月15日	
8740	南笠西63号線	草津市南笠町字中堂757番6から 草津市南笠町字中堂746番2まで	令和2年 9月15日	

8741	南笠西64号線	草津市南笠町字大挾734番から 草津市南笠町字大挾735番まで	令和2年 9月15日	
8742	南笠西65号線	草津市南笠町字大挾733番4から 草津市南笠町字大挾734番まで	令和2年 9月15日	
8743	南笠西66号線	草津市野路町字榎差1280番2から 草津市野路町字榎差1280番2まで	令和2年 9月15日	
8744	南笠西67号線	草津市南笠町字中堂770番1から 草津市南笠町字中堂767番4まで	令和2年 9月15日	
8745	南笠西68号線	草津市南笠町字中堂770番1から 草津市南笠町字中堂768番4まで	令和2年 9月15日	
8746	南笠西69号線	草津市南笠町字中堂764番8から 草津市南笠町字中堂764番8まで	令和2年 9月15日	
8747	南笠西70号線	草津市南笠町字大日654番から 草津市南笠町字大日658番まで	令和2年 9月15日	
8748	南笠西71号線	草津市南笠町字黒土718番1から 草津市南笠町字大日652番3まで	令和2年 9月15日	
8760	南笠西83号線	草津市南笠町字大日658番から 草津市南笠町字笠堂1217番1まで	令和2年 9月15日	

(令和2年9月15日掲示済み)

草津市告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のとおり歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和2年9月15日から令和2年9月30日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 8706野路南99号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字榎差1286番5から 草津市野路町字榎差1283番3まで	7.4~12.5	71.6	令和2年 9月15日	

路線名 8734南笠西57号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字大挾741番1から 草津市南笠町字大挾742番4まで	3.0~3.0	15.0	令和2年 9月15日	

路線名 8741南笠西64号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字大挾734番から 草津市南笠町字大挾735番まで	3.0~3.0	28.4	令和2年 9月15日	

路線名 8742南笠西65号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字大挾733番4から 草津市南笠町字大挾734番まで	3.0~3.0	28.4	令和2年 9月15日	

路線名 8743南笠西66号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字柳 差1280番2から	3.0~3.0	14.3	令和2年 9月15日	
草津市野路町字柳 差1280番2まで				

路線名 8746南笠西69号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字 中堂764番8から	3.0~3.0	19.4	令和2年 9月15日	
草津市南笠町字 中堂764番8まで				

(令和2年9月15日揭示済み)

草津市告示第289号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年9月15日

草津市長 橋川 渉

## 1 送達すべき書類

令和2年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和2年9月22日に送達があったものとみなす。

令和2年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

氏名	住所
能勢 輝夫	滋賀県草津市東矢倉二丁目34番19号

(令和2年9月15日揭示済み)

## 公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年9月3日

草津市長 橋川 渉



開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字大窪719番地 谷口 寛	草津市北大萱町字小溝787番 2 外1筆	255.80㎡	令和2.9.3	1498

(令和2年9月3日揭示済み)

公 告

草津市ロクハ公園等指定管理者の募集について  
草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市ロクハ公園等指定管理者を募集する。

令和2年9月11日

草津市長 橋 川 涉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地  
・草津市都市公園（草津市追分七丁目他）  
「但し野村公園、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）を除く。」  
・草津市立ロクハ公園駐車場（草津市追分七丁目）  
・草津市児童遊園（草津市渋川一丁目他）
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 申請の方法  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり
- 7 その他市長が必要と認める事項  
別紙「草津市ロクハ公園等指定管理者募集要項」のとおり

項」のとおり

(令和2年9月11日揭示済み)

公 告

草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者を募集する。

令和2年9月11日

草津市長 橋 川 涉

- 1 管理を行う公の施設の名称および所在地  
草津市立草津駅東自転車駐車場  
滋賀県草津市大路一丁目707番地
- 2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲  
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 3 指定管理者の資格等  
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり
- 4 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 申請の方法  
別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

7 その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

(令和2年9月11日揭示済み)

公 告

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第3条に基づき、草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者を募集する。

令和2年9月11日

草津市長 橋 川 涉

1 管理を行う公の施設の名称および所在地  
草津市立南草津駅自転車自動車駐車場  
滋賀県草津市野路1丁目15番19号

2 指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲  
別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

3 指定管理者の資格等  
別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

4 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 申請の方法  
別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

6 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指定管理者募集要項」のとおり

7 その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立南草津駅自転車自動車駐車場指

定管理者募集要項」のとおり

(令和2年9月11日揭示済み)

公 告

農業振興地域整備計画変更縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する第12条の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和2年9月15日

草津市長 橋 川 涉

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 変更した内容

草津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更

3 縦覧場所

草津市役所 環境経済部 農林水産課（4階）  
草津市草津三丁目13番30号

(令和2年9月15日揭示済み)